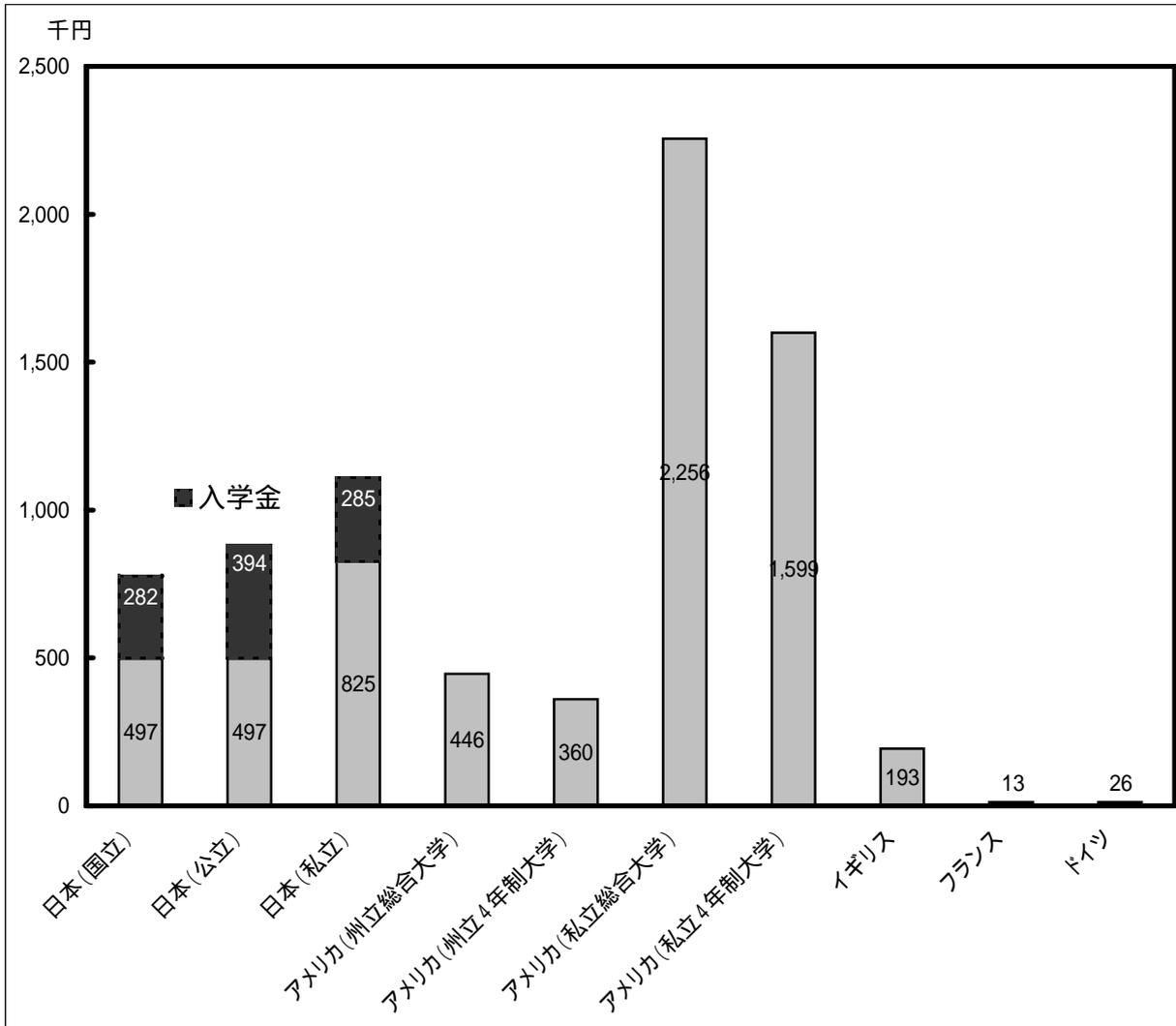


### 3. 諸外国の学生納付金



- 1 日本の金額は、初年度納付金額。国立については、「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令」、公立については、文部科学省高等教育局大学課の集計、私立については、文部科学省高等教育私学助成課の集計。
- 2 アメリカの州立大学の金額は、州内学生についての平均。州立大学の場合、州内学生と州外学生とでは納付額が異なり、州外学生はこの金額より高くなる。
- 3 アメリカの私立大学の金額は、全学年についての全国平均額。
- 4 イギリスの金額は、1998年度に授業料支払いの制度が改革され、専攻によらず一律に課せられる。1999年は約4割の学生が免除された。減免措置相当分は政府補助金により補填される。
- 5 フランスの金額は、一つの学位を取得する者の国民教育省令で定める年間修学納付金。学生はそれぞれの修学形態に応じて、健康診断料、学生社会保険料、学生共済組合納付金等を加算して、納付する。2つ以上の学位の取得を目指す場合は、このほかに、1つの学位免状ことに定めた額を納める。
- 6 ドイツの金額は、ボン大学2002年度冬学期の学生納付金を2倍したもの(1年2学期制)で学生全員から徴収される公共交通機関利用のための学生パス代と学生福祉会経費。州立大学は、入学料、授業料を徴収しない。
- 7 日本及びドイツは2002年、アメリカ及びフランスは2000年、イギリスは2001年の数値である。

(出典)文部科学省「教育指標の国際比較」(平成15年版)